

## 所得税

日本に住んでいた時は、日本の「居住者（永住者）」とされ、全世界所得（すべての所得）を対象に課税されていましたが、海外に住むようになると、日本の「非居住者」となり、日本国内源泉所得にだけ課税されるようになります。

ここで「居住者」とは、国内で生活をしている者（住所を有する者）か、1年以上住んでいる者（居所を有する者）のことをいい、この「居住者」以外の者を「非居住者」としています。

また、「居住者」のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である者を「非永住者」とし、この要件に該当しない「居住者」を「永住者」（通称）としています。

「非永住者」に対する課税は、日本国内源泉所得と、日本に送金された国外源泉所得が対象となります。

## 相続税

被相続人または（および）相続人に海外移住者がいる場合、相続税の課税関係はどのようなになるのでしょうか。

日本の相続税は相続開始前に、被相続人が5年以上日本国内あるいは国外のいずれに住所を有していたのか、相続人は日本国籍を持っているのか、持っているとしたならば5年以上日本国内あるいは国外のいずれに住所を有していたのか、また相続財産はどここの国に所在するのか、によって課税関係が異なってきます。その関係は以下のとおりです。

区分	被相続人住所	相続人住所 (国籍)		財産の所在地	課税関係（相続人に対する） (課税対象...、対象外...×)
ケース	日本	日本	(日本)	国外	相続人が取得した全財産に対して課税

			(外国)			同上
ケース	日本	国外	(日本)	日本		相続人が取得した全財産に対して課税
			(外国)			国内財産に対してのみ課税
ケース	日本	国外	(日本)	国外		相続人が取得した全財産に対して課税
			(外国)			同上(平成25年度税制改正より)
ケース	国外	国外	(日本)	国外	×	被相続人、相続人いずれも5年超国外居住の場合対象外 それ以外課税
			(外国)		×	国外財産は対象外
ケース	国外	国外	(日本)	日本		国内財産は課税(一定の要件で国外も課税)
			(外国)			同上

ケース	日本	日本	(日本)	日本	相続人が取得した全財産に対して課税
			(外国)		同上
ケース	国外	日本	(日本)	国外	相続人が取得した全財産に対して課税
			(外国)		同上

納税義務者である相続人が日本に住所を有している場合においては、外国籍を有していた（例えば、日本国籍のないアメリカ人が仕事の関係で2年間日本に居住している場合等）としても、その相続人が相続または遺贈により取得する財産は国内、国外（例えばアメリカ所在財産）を問わずすべて課税対象となります。上記の表でいうとケース、 の場合です。

日本国籍を有していない相続人が国外に住所を有している場合は、その相続人に対する相続税は日本国内にある財産についてのみ課税対象となります。したがって、国外財産を相続した場合は課税対象外となります。

一方で、国外に住所を有する者が日本国籍を持っている場合は、その者が相続開始前5年超国外に住所を有しており、かつ被相続人も5年超国外に住所を有している場合にのみ国外財産は課税対象外となります。したがって、日本国籍を持つ相続人が国外に5年超にわたって住所を有していたとしても、被相続人が日本に住所を有している限り国外財産も相続税の対象となります。それらの関係は、上記表のケース、 のケースとなります。



## 出国時の税務手続



海外に向けて出国する際は、出国後においても、日本国内で確定申告書の提出や納税等が生じる場合には、「納税管理人」を定め、以下の届出書を税務署に提出することになります。

#### ▶ 納税管理人届出書

住民税についても納税管理人の届出が必要となります。市町村税についての納税管理人の届出をすれば、自動的に都道府県民税の納税管理人となります。また、国内に有する自宅等にかかる固定資産税に関しても、住民税とは別に納税管理人の届出が必要となります。

また、出国後において、日本における厚生年金を受け取る場合には、年金事務所に「年金受給権者住所・支払期間変更届」を提出し、あなたが海外に移住することを通知する必要があります。

## point 03 租税条約の適用

例えば、海外でのロングステイにおける生活費の一部に日本の厚生年金を充てようとする場合、この厚生年金の支払額から12万円を控除した額に20%の税率で課税されることとなります。課税は源泉徴収によって行われ、それで完了します。

しかし、日本が世界の各国と結んでいる所得に関する租税条約の中に、こういった公的年金について所得源泉地国（日本から受ける年金）における課税を免税としている条約があり、あなたが移住する国がその条約締結国であるならば、あなたが受け取る年金は日本では非課税となります。

この場合における、この租税条約上の非課税の適用を受けるには、以下の租税条約の届出書を支払者（源泉徴収義務者）を通じて税務当局に提出しなければなりません。

#### ▶ 租税条約に関する届出書

仮に、この租税条約による税の免除ないし軽減に関する手続を忘れて、源泉徴収をされてしまった場合には、租税条約の届出書とともに、以下の租税条約に基づく還付申請書を提出することにより、過去5年以内の部分については税金を取り戻すことができます。

#### ▶ 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

これら公的年金以外にも、保険年金、株式配当金や受取利子等について、日本と各国との租税条約の中で免税あるいは課税の軽減がなされているケースがありますので、それぞれの取引が生じた都度、必ず租税条約の適用の有無を検討する必要があります。現在、日本が租税条約を結んでいる国は、**こちらの国々**です。

## point 04 海外移住先の税金

### 1 シンガポール



#### 居住者・非居住者

個人の居住者・非居住者の区分は、1暦年のシンガポールの滞在日数による量的基準により判定されますが、シンガポールに居住しているとみなされる場合は、質的基準により判定される場合もあります。賦課年度の直前年度（暦年）に183日以上滞在している者又はシンガポールで183日以上勤務している者は居住者とされ、一般的に183日未満のシンガポール滞在者は、非居住者として取り扱われます。

#### 居住者の税務

シンガポール居住者の所得税の課税所得となる範囲は、シンガポールで生じ又は稼得した所得です。したがって、シンガポールの国内源泉所得のみが課税対象となります。

#### 二重課税の調整

日本で課された税金は、シンガポールでは国外源泉所得となり課税されません。したがって、シンガポール居住者に対して二重課税は生じません。

なお、日本から受け取る年金、預金利子、配当、受取家賃は日本で課税されていても、シンガポールでは課税されていないので、こうじょすることはできません。

## 非居住者の税務

シンガポール非居住者についても、シンガポールの国内源泉所得のみが課税対象となります。ただし、居住者に適用される所得控除は適用されません。

一般的に非居住者のシンガポールの国内源泉所得に対して、それぞれの種類ごとに10%、15%、20%の税率で源泉徴収されます。租税条約により税率（額）が軽減される場合もあります。居住者に対するの源泉徴収はありません。

## ケーススタディ 納税額（所得税）

所得の種類	日本円		シンガポールドル	
	所得金額	源泉税等	所得金額	源泉税等
年金	¥3,600,000	¥0	\$48,000	\$0
家賃	¥4,000,000	¥0	\$53,000	\$0
配当	¥1,000,000	¥70,000	\$13,000	\$933
預金利子（日本）	¥500,000	¥75,000	\$7,000	\$1,000
預金利子（シンガポール）	¥1,500,000	¥0	\$20,000	\$0
株式譲渡益	¥1,000,000	¥70,000	\$13,000	\$933

所得合計	¥11,600,000	¥215,000	\$154,000	\$2,866
------	-------------	----------	-----------	---------

シンガポールドル所得へは \$ 1 = ¥75 で換算。千ドル単位で四捨五入。

認可された特定の銀行または許可された特定の金融会社でない預金から生じた利子とします。

#### ○ シンガポールの居住者である場合

課税所得 \$ 20,000 (預金利子) - \$ 2,000 (配偶者控除) = \$ 18,000

税額計算 \$ 18,000 × 0% = 0 ( \$ 20,000 以下の税率は、0% )

納税額はありません。

#### ○ シンガポールの非居住者である場合 (源泉税が課されるものとします。)

\$ 20,000 (預金利子) × 10% = \$ 2,000 (源泉徴収税額)

源泉徴収税率

シンガポール国内法 15% > 日本シンガポール租税条約 10%

租税条約で軽減された税率 10%を適用します。

#### 🌸 贈与税

シンガポールには贈与税はありません。

#### 🌸 相続税

シンガポールには、日本の相続税に相当する遺産税があります。この遺産税はシンガポールの遺産税法を根拠に相続により取得した動産及び不動産評価額に対して課税されます。遺産税では、相続財産そのものが課税客体になります。

## 2 マレーシア



#### 🌸 居住者・非居住者

個人の居住者・非居住者の区分は、単純に暦年中のマレーシア滞在日数（182日以上であれば居住者となります）によって判定されます。すなわち、定量基準のみが採用され、本人の市民権や永住権といった定性基準で区分されることはありません。



### 居住者の税務

マレーシアの居住者については、マレーシア国内源泉所得（国外で収受されたものを含む）及びマレーシア国外源泉所得のうち国内で収受されたものを課税対象としています。

ただし2004年以降は、国外源泉所得で国内で収受したものについて免税措置が講じられているため、結果として国内源泉所得のみが課税対象となります。



### 二重課税の調整

日本を源泉地とする所得（マレーシア居住者にとっての国外源泉所得）はマレーシア側では課税の対象になりません。したがって、原則としてマレーシア居住者に二重課税は生じません。

なお、日本から受け取る預金利子・年金・配当収入・家賃収入が日本側で課税されたとしても、マレーシア側では課税対象となっていないため、これらにつき外国税額控除を適用することはできません。



### 非居住者の税務

マレーシア非居住者については、マレーシア国内源泉所得のみが課税対象となります。課税所得金額の算定にあたっては、所得控除の適用はありません。なお、総合課税の税率は一律28%です。



### ケーススタディ 納税額（所得税）

マレーシア居住中の所得

夫の年金	年間 360 万円
日本の賃貸物件の家賃	年間収入 720 万円 - 年間経費 320 万円

	= 400 万円 日本国内での源泉徴収は不要とする
日本の上場株式の配当	年間 100 万円
日本の預金利子	年間 50 万円
移住先の預金利子	年間 150 万円

 マレーシアにおける納税額はありません。

夫の年金、日本の賃貸物件の家賃、日本の上場株式の配当、日本の預金利子は、いずれも国外源泉所得であるため、マレーシア側では課税されません。

マレーシアの預金利子 150 万円相当は、所得税法指令の指定する金融機関で稼得されたものである限り、免税となります。指定外の金融機関で稼得されたものである場合には、5%の源泉分離課税で課税関係は終了します。

 贈与税

マレーシアには贈与税がありません。

 相続税

マレーシアには相続税がありません。

 タイ



 居住者・非居住者

1 暦年において、タイ国に 1 回又はそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上の者は居住者、180 日未満の者は非居住者とみなされます。

### 居住者の税務

タイ国居住者は、タイ国内源泉所得と、タイ国外源泉所得のうち、当該所得を得た年度と同一課税年度内にタイに送金又は持ち込んだ部分に対して、タイで個人所得税が課されます。

### 二重課税の調整

タイ国居住者は、日本で課された税金について、日タイ租税条約の規定に基づき外国税額控除を受けることができます。なお、同一課税年度内に控除できなかった未控除額を次年度に繰り越すことは認められていません。

### 非居住者の税務

タイ国非居住者については、居住者の場合と異なり、タイ国外源泉所得に対する課税はなく、タイ国内源泉所得のみが個人所得税の課税対象となります。

### ケーススタディ 納税額（所得税）

タイ居住中の所得

	（日本円）	（タイバーツ）
日本の年金収入	3,600,000	1,080,000
日本の家賃収入	7,200,000	2,160,000
費用控除	(3,200,000)	(960,000)

費用控除後の賃貸所得	4,000,000	1,200,000
日本の配当収入	1,000,000	300,000
日本の預金利子	500,000	150,000
タイの預金利子	-	450,000

● タイ国居住者の上記 ~ の各所得に対するタイでの課税関係をまとめると次表のようになります。

所得源泉地・種類		持込みあり	持込みなし
日本	年金収入	課税	非課税
	家賃収入	課税	非課税
	配当収入	課税	非課税
	預金利子	課税	非課税
タイ	預金利子	課税	

上記 ~ についての「課税」部分については、総合課税により個人所得税の累進税率が課されます。

上記のタイ銀行からの預金利子については、原則として、総合課税により個人所得税の累進税率が課されますが、15%の税率適用による源泉分離課税を選択することもできます。



### 贈与税

タイには贈与税がありません。



### 相続税

タイには相続税がありません。

## 4

### ベトナム



### 居住者・非居住者

ベトナムの所得税法においては、ベトナム国民以外の者（外国人）について、ベトナムに無期限に居住する個人はベトナム国民と同様に居住者として扱われます。それ以外の外国人は、最初にベトナムに入国した年は連続した12ヶ月間において、その後の年からは暦年にて、183日以上ベトナムに居住する場合は外国人居住者として、183日未満の場合は外国人非居住者として扱われます。



### 居住者の税務

ベトナム居住者の所得についての課税は、所得の支払地に関係なく、その年間全世界所得が超過累進税率により課税がなされます。



### 二重課税の調整

ベトナム居住者の課税所得について、日本で支払済みの所得に対する税額が存在する場合には、一定の税率テーブルに基づいて計算されたベトナム所得税額のうち、国外所得の割合に応じた金額を控除することができます。

なお、日本から受け取る年金、預金利子等は日本で課税されていても、ベトナムでは課税されませんので、控除することはできません。



## 非居住者の税務

ベトナム非居住者に対しては、原則としてベトナム国内を源泉とする所得に対して課税されます。



## ケーススタディ 納税額（所得税）



### ベトナム居住者の場合

	所得分類
日本の社会保険庁から受給する老齢厚生年金	非課税所得
日本所在の賃貸不動産の家賃	課税所得（ ）
東京証券取引所に上場している株式の配当	課税所得（ ）
日本の銀行からの預金利子	非課税所得
ベトナムの銀行からの預金利子	非課税所得
ベトナム現地法人より受け取る給与	課税所得

（ ） 外国税額控除の対象となる



## 贈与税

ベトナムには贈与税がありません。



## 相続税

ベトナムには相続税はありません。

## 5 香港



### 居住者・非居住者

香港では、香港に源泉がある所得に対して、事業所得税、給与所得税、資産所得税が居住者、非居住者の区別なく等しく課税されます。

### 居住者の税務

香港の所得税は、事業所得税、給与所得税、資産所得税に区別され、各々別に税額計算します。

### 二重課税の調整

香港の国外源泉余得については香港租税の課税対象外になります。また、日本と香港には租税条約がありませんので、日本の国内源泉所得については日本側の所得税のみで課税関係は終了します。

### 非居住者の税務

非居住者、居住者とも香港内で生じた所得に対してだけ香港で課税を受けますが、預金利子、配当については課税がありません。

### ケーススタディ 納税額（所得税）

	所得分類
夫の年金	課税対象外所得
日本賃貸物件の家賃	課税対象外所得

日本の上場株式の配当	課税対象外所得
日本の預金利子	課税対象外所得
香港の預金利子	非課税所得



#### 贈与税

香港には贈与税はありません。



#### 相続税

香港には相続税はありません